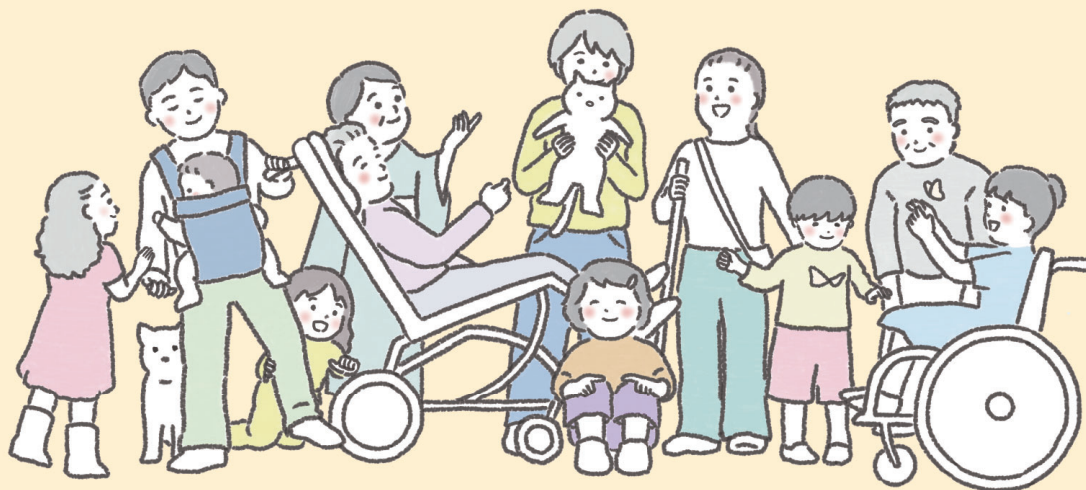


飯南町障がい者福祉計画

第7期飯南町障がい福祉計画・第3期飯南町障がい児福祉計画

概要版

支え合い 自分らしく いきいきと暮らせる共生社会の実現



令和6年3月

飯南町

計画の概要

この計画は、障がい者一人ひとりが必要な支援を受けながら、地域の一員として尊重され、自らの意思決定によりいきいきと社会活動に参加し、安心して自分らしく暮らしていただける共生社会の実現をめざし、障がい者施策を効果的に推進していくことを目的としています。

計画の位置づけと期間

	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
障がい者福祉計画 障がい者施策全般について、基本的な方向性を定め、総合的に推進するための計画	第4期障がい者福祉計画					
障がい福祉計画・障がい児福祉計画 障がいのある人・児童の地域生活を支援するための提供体制の確保を図り、障害福祉サービス等の必要な量の見込、確保の方策を定めた計画	第7期障がい福祉計画		第8期障がい福祉計画			
	第3期障がい児福祉計画		第4期障がい児福祉計画			

国の示す7つの基本理念

国は、障害者総合支援法や児童福祉法、並びに障害者権利条約等の趣旨を踏まえて、以下の7つを基本理念として示しています。本計画は、これらの理念を踏まえて策定しました。

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい種別によらない一元的な支援

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がい児の健やかな育成のための発達支援

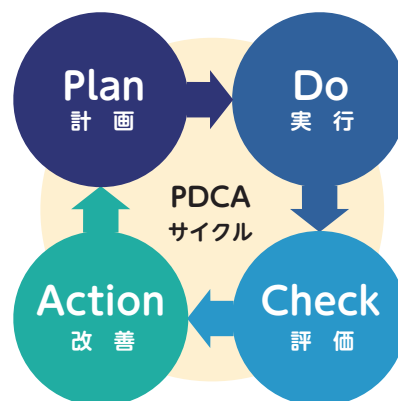
障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の社会参加を支える取り組み

計画の推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、関係機関が連携を図りながら総合的に取り組むとともに、障がい者本人・団体、保健・福祉等の関係者で構成される総合支援協議会において、地域ネットワークの構築や社会資源の開発など、地域で支えるシステムづくりに取り組み、計画の推進を図ります。

進行管理についても、総合支援協議会と連携を取りながら、進行状況を把握し計画の推進に関する必要な事項の協議・検討を行います。



第4期障がい者福祉計画

本計画の 基本理念

支え合い 自分らしく いきいきと暮らせる共生社会の実現

基本方針

I

障がい者への理解を深める

障がいのある人とない人が互いに理解し合い、ともに支え合って生きる共生社会を実現するために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて障がいに対する誤解や理解不足をなくし、それぞれの交流を活発に進めます。

II

社会参加と自立を支える

障がいのある子どもが乳幼児期から学校を卒業するまで、発達に応じた計画的な教育と保育・療育を受けられる体制を整備します。

また、就労を希望する障がい者が地域で働ける環境を整え、就労相談や就労支援を推進します。

III

日々の暮らしを支える

障がい者が安心して地域で自立した生活を送り、社会活動に参加できるように、様々な福祉サービスを提供していきます。

また、障がい者が健やかな生活を送ることができるようサポートするとともに、障がい児の早期発見と早期対応に努めます。

IV

住みよい環境づくり

道路や公共施設等のバリアフリー化を一層推進するとともに、防災・防犯対策の充実を図り、誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。

また、障がい者が必要な情報を必要な時に自ら手に入れることができるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

施策の柱

1. 理解促進

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ 相互理解・交流の促進
- ④ ボランティア活動の推進
- ⑤ 合理的配慮の推進

2. 教育・育成

- ① 療育・保育・就学前教育の充実
- ② 学校教育と放課後支援の充実
- ③ 生涯学習の充実

3. 就労支援

- ① 自立訓練と就労支援の充実
- ② 就労相談と雇用機会の拡大

4. 生活支援

- ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進
- ② 経済的自立の支援
- ③ 訪問系サービス
- ④ 日中活動系サービス
- ⑤ 居住系サービス
- ⑥ 社会復帰への支援
- ⑦ 移動に関する支援
- ⑧ その他のサービス

5. 保健・医療

- ① 保健サービスの充実
- ② 医療サービスの充実
- ③ 難病対策

6. 住宅・まち

- ① バリアフリー化の推進
- ② 住環境の確保
- ③ 防災・防犯体制の充実

7. 情報

- ① 情報アクセシビリティの向上
- ② コミュニケーション支援

施策

具体的な施策

I 障がい者への理解を深める

1. 理解促進

① 広報・啓発活動の推進

町の広報誌やホームページを通じて、障がい者施策に関する情報等を広く住民に提供していきます。「障害者週間」や「障害者雇用支援月間」等に合わせて、広報・啓発活動を推進します。

② 福祉教育の推進

障がい者への理解を深め、「心のバリアフリー化」を進めるために、学校教育や生涯学習においても障がい福祉に関するテーマを積極的に取り上げ、共生社会への理解を深める取り組みを推進していきます。

③ 相互理解・交流の促進

障がいのある人もない人も参加できる行事やイベントの開催を通じて、相互理解と交流を促進します。また、障がい者やその家族の積極的な地域活動への参加を呼びかけていきます。

④ ボランティア活動の推進

ボランティア活動への支援とボランティアの養成を通じて、障がい者への支援の輪を拡大・充実させていきます。また、障がい者が地域の一員として参加する自治会活動等も支援していきます。

⑤ 合理的配慮の推進

障害者差別解消法の改正により、民間事業者における合理的配慮の提供義務化にあわせ、施設や事業者における理解促進と民間事業者等による対応を推進します。

II 社会参加と自立を支える

2. 教育・育成

① 療育・保育・就学前教育の充実

就学前の障がい児の相談支援ネットワークを構築し、支援体制を強化します。また、保育所から高校まで一貫して切れ目の無い支援が受けられるように体制を検討していきます。身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、児童発達支援や保育所等訪問支援などの推進に努めます。

② 学校教育と放課後支援の充実

障がい児の自立と社会参加を目指し、障がい特性に応じた適切な教育の充実を図ります。障がい児にとって安全、安心な放課後の居場所づくりを関係機関と連携を深めながら、検討していきます。

知的・精神の障がい児が通学する学校が町内になく、近隣自治体の学校施設を利用しています。これらの学校施設との連携を密にして、障がい児の教育環境を提供していきます。また、飯南町出身者が故郷に帰れるように、町外の教育機関、自治体とのコミュニケーションを密にして、対象者の希望に沿えるようにしていきます。

③ 生涯学習の充実

障がい者が、公民館等の施設で実施される事業に参加しやすい環境づくりを推進します。誰もが障がい者に対する理解を深め、平等な社会をつくるための意識啓発に努めます。

3. 就労支援

① 自立訓練と就労支援の充実

働くことを希望する障がい者に対して、職業訓練の機会を提供し、適切な職業能力を身につけられるよう支援します。就業に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整の支援を行います。

② 就労相談と雇用機会の拡大

一般企業等で働くことを希望する障がい者に対し、求職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行うことで、一般就労への移行を促進します。

Ⅲ 日々の暮らしを支える

4. 生活支援

①精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの推進

どんなに障がいが高くても本人の希望する暮らしが実現できるように、相談支援体制の充実を図ります。その上で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が進められるように、体制を整えていきます。

成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)の利用を促進するとともに、障がい者が犯罪被害や人権侵害に遭わないように、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。障がい者の地域での積極的な関わりを支援し、障がい者を地域で見守る環境をすることで、地域包括ケアシステムの実現を近づけていきます。

②経済的自立の支援

障がい者が経済的に安定した生活を営めるように、年金・手当等の支給による経済的支援を行います。手当については、いずれも所得等に応じて支給制限があります。

③訪問系サービス

障がい者が地域で安心して暮らせるように、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上を目指します。

④日中活動系サービス

学校教育を修了した障がい者に、施設等で日中の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。介護者が介護できない場合や介護者のレスパイト等に、短期入所や日中一時支援等の一時的な入所支援を行います。

⑤居住系サービス

日中は一般就労や日中活動系サービスを利用している障がい者に対して、夜間に必要なサービスを提供します。

⑥社会復帰への支援

障がい者の社会復帰や地域生活への移行を促進するため、グループホームまたは訪問系サービスを提供し、定期的な活動や訪問を行いながら、支援を図ります。

⑦移動に関する支援

ガイドヘルパー等による移動支援により、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等への社会参加のための外出や町外の特別支援学校への通学が持続的に提供できるように整備の検討を継続していきます。

あわせて町内で提供できない医療を町外で受けるための交通手段の確保や移動にかかる費用の助成等についても継続して提供します。

⑧その他のサービス

補装具の利用支援や日常生活用具の給付など、様々なサービスを提供します。日常生活用具の給付については、障がい者のニーズや社会情勢に応じて、定期的に見直しを図ります。

5. 保健・医療

①保健サービスの充実

健康診査の充実を図り、障がいの早期発見に努めるとともに、健康診査の周知に力を注ぎ、受診率の向上を目指します。また、障がい等を発見した後の相談支援体制を充実させ、専門的な医療機関との連携を図ります。

機能回復訓練等を通じて、障がい者の健康推進と機能回復を図るため、リハビリテーションの整備や利用を促進します。

②医療サービスの充実

自立支援医療や様々な医療費助成制度等を通じて、障がい者の医療サービス利用を支援していくとともに、医療関係者が障がいに対する正しい認識を習得するために、医療機関と必要な情報の共有を図ります。

③難病対策

難病対策を所管している雲南保健所と連携し、相談支援体制の充実や福祉施策の推進、患者・家族を支える体制づくり、関係機関のネットワーク構築を図っていきます。

IV 住みよい環境づくり

6. 住宅・まち

① バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの視点から、誰もが住みよいまちを実現するため、町と住民、事業者が協働して取り組んでいきます。

② 住環境の確保

障がい者が安心して地域で自立した生活を送るために、生活の拠点となる住宅の環境整備を図ります。

③ 防災・防犯体制の充実

災害時の障がい者の安全確保のために、障がい者の防災意識の啓発を行うとともに、災害時の援護の体制を整えます。また、障がい者が犯罪被害に遭わないように、通報体制確保等の防犯対策を推進します。

災害・防犯に関する知識や技術の普及に努め、地域組織に対しては、災害時要援護者への支援対策や防犯活動の強化を働きかけていきます。

7. 情報

① 情報アクセシビリティの向上

様々な障がいのある人が円滑に情報を得られるように、情報のバリアフリー化を進め、障がい者の情報アクセスの利便性を高めることで、障がい者の生活充実や社会参加の推進を図ります。

② コミュニケーション支援

障がいのある人とない人が円滑にコミュニケーションを行えるように、手話通訳者等を派遣するとともに、手話通訳者等の研修を通じて、地域で障がい者を支える人材を増やしていきます。

第7期飯南町障がい福祉計画・第3期飯南町障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の基本的指針に沿って、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

地域生活移行、一般就労への移行者数などの数値目標のほか、障がい福祉サービス及び相談支援の必要量の見込みや必要量を確保するための方策について設定しています。

基本的な考え方

- 福祉施設入所者の地域生活への移行を進めます。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 障がい者の多様性やニーズに対応し、利用しやすいサービスの充実を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行支援を行います。
- 子どもの将来の自立に向けた発達支援を図ります。
- 相談支援体制の充実・強化及び障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和4年度末の入所者数(A)	13人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	12人	令和8年度末の利用人員
【目標値】削減見込(A-B)	1人	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	0人	施設入所からグループホーム等への移行者数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
【目標値】市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議開催回数	1回	令和8年度の年間実施回数

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	考え方
【目標値】機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	令和8年度の年間実施回数

(4) 福祉施設から一般就労への移行(抜粋)

項目	数値	考え方
【目標値】一般就労移行者数	0人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】就労継続支援B型事業所利用者数	1人	令和8年度に就労継続支援B型事業所を利用した者の数
【目標値】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	100%	令和8年度に就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等(抜粋)

項目	数値	考え方
【目標値】児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末の設置数
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1か所	令和8年度末の設置数

(6) 相談支援体制の充実・強化(抜粋)

項目	数値	考え方
【目標値】地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	令和8年度の年間実施回数

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	数値	考え方
【目標値】障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有(実施回数)	1回	令和8年度の年間実施回数

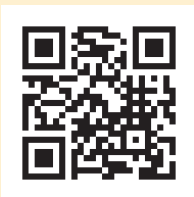
(8) 発達障がい者等に対する支援(抜粋)

項目	数値	考え方
【目標値】ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等(実施者数)	3人	令和8年度の年間実施者数

計画書本編は、飯南町福祉事務所のホームページに掲載しています

飯南町福祉事務所ホームページ

<https://www.iinan.jp/soshiki/13/>



発行

飯南町福祉事務所

〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原2064
TEL (0854) 72-1773 FAX (0854) 72-1775
